

## 申請に対する処分

処分名	遠距離通学児童生徒援助費の支給
根拠法令	名瀬市遠距離通学児童生徒援助費支給要綱(暫定例規)
所管課	教育委員会 総務課

### 1 審査基準

申請を行うことができる者

奄美市立小学校及び中学校に通学する児童生徒で片道の通学距離が4キロメートル以上でバス通学をしている者(名瀬地区の小中学校に限定)

申請の方法

名瀬市遠距離通学児童生徒援助費支給申請書(要綱第4条に規定)により児童生徒の保護者が学校長を通じて毎年四月末日までに提出する。ただし、年度途中の転入生は転入日から1月以内に申請書を提出する。

許認可(支給)の要件

ア 上記 及び に該当する者

イ 児童は4キロメートル以上、生徒は6キロメートル以上通学する場合は交通費の全額を、それ以外は3分の1の額を支給する。

### 2 標準処理時間

14日